

議案第65号

武藏野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月19日

提出者 武藏野市長 松下玲子

武藏野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

武藏野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年2月武藏野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明						
<p>第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、<u>国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他</u>の事情を考慮して条例で定める。</p>	<p>第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、<u>次項及び</u> <u>第4項に規定する期末手当基礎額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じて、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に規則で定める支給割合</u>を乗じて得た額とする。</p>	字句の改正						
	<table border="1"><thead><tr><th>職員の区分</th><th colspan="2">割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>分</td><td>6月に</td><td>12月に</td></tr></tbody></table>	職員の区分	割合		分	6月に	12月に	字句の改正
職員の区分	割合							
分	6月に	12月に						
		表の追加						

	<u>支給す</u> <u>る場合</u>	<u>支給す</u> <u>る場合</u>
<u>給料表の</u> <u>適用を受</u> <u>ける職員</u> <u>のうちそ</u> <u>の属する</u> <u>職務の級</u> <u>が 4 級以</u> <u>下である</u> <u>職員 (再</u> <u>任用職員</u> <u>を 除</u> <u>く。)</u>	<u>100 分</u> <u>の 120</u>	<u>100 分</u> <u>の 120</u>
<u>給料表の</u> <u>適用を受</u> <u>ける職員</u> <u>のうちそ</u> <u>の属する</u> <u>職務の級</u> <u>が 5 級で</u> <u>ある職員</u> <u>(再任用</u> <u>職員を除</u> <u>く。)</u>	<u>100 分</u> <u>の 90</u>	<u>100 分</u> <u>の 90</u>
<u>再任用職</u> <u>員</u>	<u>100 分</u> <u>の 67.5</u>	<u>100 分</u> <u>の 67.5</u>

3 及び 4 (略)

別表第3 (第3条関係)

ア (略)

イ 行政職給料表(2)等級別基
準職務表

職 務	基 準 と な る 職 務
-----	---------------

3 及び 4 (略)

別表第3 (第3条関係)

ア (略)

イ 行政職給料表(2)等級別基
準職務表

職 務	基 準 と な る 職 務
-----	---------------

の 級		の 級		
1 級	<u>2級又は3級に属 さない職員の職務</u>	1 級	<u>定型的な業務又は 相当高度の技能若 しくは経験を必要 とする業務を行 う職務</u>	字句の改正
	2級及び3級 (略)		2級及び3級 (略)	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第23条第2項及び次項の規定は、令和3年12月1日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

2 令和3年12月に支給する期末手当に係る改正後の第23条第2項の規定の適用については、同項の表再任用職員の項中「100分の67.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

(提案理由)

期末手当の支給月数を規定するほか、所要の改正をするものである。